

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 主な改正内容

国の給与制度と均衡等を踏まえ、高年齢職員の能力及び経験の活用を図るため、支給要件を満たす定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対し、住居手当を支給する。

2 新旧対照表

改正後（案）	現行
（超過勤務手当等に関する規定の適用除外） 第二十一条 1 （略） 2 第十条の二から第十二条まで、—— —— 第十四条の二及び第二十八条の 規定は、定年前再任用短時間勤務職員に は、適用しない。	（超過勤務手当等に関する規定の適用除外） 第二十一条 1 （略） 2 第十条の二から第十二条まで、 <u>第十二 条の三</u> 、第十四条の二及び第二十八条の 規定は、定年前再任用短時間勤務職員に は、適用しない。

[参考：第十二条の三…住居手当]

3 手当額

月額 8,300円

4 施行期日

令和7年4月1日